

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第7号

答申番号：令和4年度答申第7号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

A病院（以下「本件病院」という。）への通院移送費の支給申請（以下「本件申請」という。）は、本件病院の主治医（以下「本件主治医」という。）との長年にわたり築かれた信頼関係や本件病院への転院の経過をみれば、専門的治療の必要性、信頼関係、比較的近距离の医療機関であるB病院の医師から本件病院を紹介された事実を総合的に判断し認められるべきところ、処分庁は、距離と料金のみこだわった偏った判断により原処分（生活保護変更申請却下処分）を行ったから、原処分は違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

本件主治医から、他の医療機関への転院が可能であることを確認し、処分庁の嘱託医（以下「本件嘱託医」という。）からも、本件病院への通院は他に代替のないものではないとの意見を得た上で、本件病院は「比較的近距离に存在する医療機関」又はその例外のいずれにも該当しないと判断して原処分を行ったものであり、何ら違法又は不当な点はない。また、請求人は、令和3年3月を最後にB病院へ通院しておらず、本件申請のあった同年5月における請求人の傷病（以下「本件傷病」という。）を把握しているのは本件主治医であることから、本件主治医の意見に基づき原処分を行ったことは、直ちに違法とはならない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、本件申請のあった時点において、既にB病院への通院を行っていないことから、その時点における本件傷病の状態を最も的確に把握しているのは本件主治医であると判断できる。また、本件主治医及び本件嘱託医は、本件傷病に係る治療を本件病院で行うべき必要性を示していないほか、本件病院よりも請求人の自宅から近距离にある他の医療機関において、本件傷病の治療が困難であるとする特段の事情はうかがわれなことから、本件傷病の状態は、居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難であったとはいえず、原処分の判断に不合理な点は認められない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年6月9日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月14日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の変更の決定に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、移送費の支給の範囲は、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限るとされている。ただし、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められている。また、被保護者からその申請があった場合は、当該申請に係る給付可否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行うこととされている。

そこで本件についてみると、請求人は、本件傷病の治療のため本件申請を行ったところ、処分庁は、請求人の自宅から比較的近距离に所在する医療機関においても本件傷病の治療が可能と判断し、原処分を行ったことが認められる。この点、移送費の支給の範囲は、前述のとおり、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限るとされているところ、本件主治医自身が、本件傷病の状態からみて本件病院以外の医療機関でも治療が十分可能である旨の見解を示しており、本件嘱託医もまた同様の見解であることから、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	鳥	井	賢	治
委員	日	笠	倫	子